

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

岡山県笠岡市は、岡山県の南西部の瀬戸内海側に位置し、有人7島を含む大小約30の島々からなる笠岡諸島を有し、古くから交通の要衝として、栄えてきた街であり、現在も井笠地域の中心的な街である。しかし、近年、少子高齢化が加速し、人口が減少している。

古くから商業を中心に発展してきたが、高度経済成長期以降に交通インフラが整備され、また、臨海部を埋め立てて工業用地が整備されたことを背景に製造業を中心とした企業の進出が相次ぎ、現在は岡山県南西部の一大産業集積地となっている。

現在、地域の中小企業数は減少傾向にあり、さらに人手不足、後継者不足等の課題にも直面している。現状を放置すると長い歴史を経て形成された市内の産業基盤が失われかねない状況である。

こうしたことから、市内中小企業の生産性の抜本的な向上により、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていこうとする取組を支援していくことは、緊喫の課題である。

#### (2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内で最も設備投資が活発な自治体の1つとなり、井笠地域の中心的な地域として更に経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に30件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

#### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

### 2 先端設備等の種類

笠岡市の産業は、農水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が笠岡市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、

本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

### 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

#### (1) 対象地域

笠岡市は、駅周辺、番町エリア、笠岡湾干拓地エリア、北部の山間部と広域に産業が集積している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、笠岡市内全域とする。

#### (2) 対象業種・事業

笠岡市の産業は、農水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が笠岡市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による事業効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

ただし、太陽光発電事業は、市の産業集積等の波及効果も希薄で、雇用の創出及び安定に資さないため、次の条件を満たす者のみ対象とする。

- ① 主たる事業所（法人の場合は本社）を笠岡市内に設置し、笠岡市民を雇用すること。
- ② 住民から多くの苦情や環境に配慮するよう求める声があることに留意し、当該施設及び周辺環境の草刈り等を始めとした維持管理及び災害防止対策を徹底すること。
- ③ 当該施設の破損及び廃棄に際し、有害物質が拡散、放置されないよう対応に万全を期すとともに、その担保のため引当金等の対策を提案すること。
- ④ 上記条件の履行方法を明記した任意の計画書及び履行を確約する任意の文書を笠岡市に提出すること。

### 4 計画期間

#### (1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年6月12日～令和7年3月31日までとする。

計画期間は原則として2年間であるところ、市全体及び商工労働分野における施策の方向性が会計年度等の始期である4月に切り替わることから、これらとの連動を図るため、本計画の終期を令和7年3月31日とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間  
3年間, 4年間, 5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ① 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない, 設備導入に伴う人員増が労働生産性の評価に当たって不利にならない等, 雇用の安定に配慮する。
- ② 公序良俗に反する取組や, 反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等, 健全な地域経済の発展に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。